

## 地方独立行政法人那覇市立病院職員給与規程

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 7 号

- 改正 平成 20 年 8 月 1 日施行
- 改正 平成 20 年 9 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 1 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 2 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 11 月 1 日施行
- 改正 平成 21 年 12 月 1 日施行
- 改正 平成 22 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 22 年 8 月 1 日施行
- 改正 平成 22 年 10 月 27 日施行
- 改正 平成 22 年 12 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 3 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 6 月 1 日施行
- 改正 平成 23 年 7 月 1 日施行
- 改正 平成 24 年 1 月 1 日施行
- 改正 平成 24 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 25 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 26 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 26 年 12 月 1 日施行
- 改正 平成 27 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 3 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 28 年 11 月 30 日施行
- 改正 平成 29 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 29 年 10 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 3 月 9 日施行
- 改正 平成 30 年 4 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 9 月 1 日施行
- 改正 平成 30 年 11 月 30 日施行
- 改正 平成 31 年 4 月 1 日施行
- 改正 令和元年 6 月 1 日施行
- 改正 令和 2 年 2 月 26 日施行
- 改正 令和 2 年 4 月 1 日施行

改正	令和4年4月1日施行
改正	令和4年10月1日施行
改正	令和4年11月30日施行
改正	令和5年2月1日施行
改正	令和5年4月1日施行
改正	令和5年10月25日施行
改正	令和6年1月1日施行

## 目次

第1章	総則(第1条—第6条)
第2章	給料(第7条—第12条)
第3章	手当(第13条—第26条)
第4章	雑則(第27条—第29条)
付則	

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人那覇市立病院職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(非常勤職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、祝日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び処遇改善手当とする。

#### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、祝日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当、当該月に支給されるべき特殊勤務手当(ただし、夜間業務手当、夜間看護手当、救急勤務医手当、緊急対応医手当、診療応援手当及びオンコール業務手当(待機したときに支給されるもの)を除く。)及び処遇改善手当の合計額を1ヶ月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の1ヶ月の平均所定労働時間数は、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における地方独立行政法人那覇市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)に定める休日及び祝日(以下「祝日等」という。)の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。この場合において、その時間数に端数が生じる場合は、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。

#### (給与の減額)

- 第4条 職員が勤務しないときは、祝日等、職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。
- 2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し引くものとする。
  - 3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を前条第2項に定める時間数で除して得た額とする。

#### (端数計算)

- 第5条 給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、祝日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、祝日勤務手当及び夜間勤務手当の月額の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
  - 3 育児短時間勤務職員の地方独立行政法人那覇市立病院職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児介護休業規程」という。)第20条の規定により読み替えられた給与規程第9条第1項、第2項及び第4項による給料月額に1円未満の端数を生じたときは、その額を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

#### (控除)

第5条の2 法律又は他の規程に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

- (1) 那覇市職員厚生会の会員の負担金、立替金及び売掛金の返済金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (2) 団体取扱契約に係る生命保険、損害保険、全国市長会任意共済保険及び全国自治体病院協議会グループ保険の保険料並びに全国都市職員災害共済、全日本自治体労働者共済及び全国労働者共済の掛金
- (3) 登録を受けた職員団体の組合費
- (4) 職員共済会の出資金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (5) 沖縄県労働金庫の積立金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (6) 沖縄県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金及び遺族附加年金事業の掛金
- (7) 病院敷地内に通勤のための車両(自動二輪等含む。)を駐車する場合の駐車料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、職員の過半数を代表する者と協議して決定した控除金

(給与の支払)

第6条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって行うものとする。

## 第2章 給料

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた全額とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医師・歯科医師給料表(別表第1)
- (2) 医療技術職給料表(1)(別表第2)
- (3) 医療技術職給料表(2)(別表第3)

- (4) 看護職給料表（1）（別表第4）
- (5) 看護職給料表（2）（別表第5）
- (6) 事務職給料表（1）（別表第6）
- (7) 事務職給料表（2）（別表第7）
- (8) 削除
- (9) 医師事務作業補助員給料表(別表第8の2)

（初任給、昇格及び昇給等の決定）

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が決定する。

2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が決定する。

3 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定する。

5 55歳(医師又は歯科医師である職員にあっては57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 休職(労働組合の業務に専ら従事する場合を含む。)又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の給料月額を調整することができる。

（給料の調整額）

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額を支給する。

2 給料の調整額は、医師及び歯科医師である職員に対して支給するものとし、次の表の職務の級の区分に応じて定めた調整基本額に、調整数2(副院長にあっては、5)を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間

で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額100分の20を超えるときは、給料月額の100分の20に相当する額(育児短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

#### (給料の支給方法)

第11条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとし、当月分を当月20日に支給する。ただし、その日が祝日等に当たるときは、その日前において最も近い祝日等でない日に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。
- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給又は降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

#### (給料の日割計算)

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (5) 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)に基づき那覇市から派遣され、又は派遣後那覇市に復帰した場合

## 第3章 手当

## (管理職手当)

第13条 管理職員には、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当の月額、別表第8の3に掲げる支給額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 前項の規定による管理職手当の月額は、管理職員の属する職務の級における最高の号給の100分の20を超えてはならない。
- 4 管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は支給することができない。
  - (1) 外国に出張中の場合
  - (2) 勤務しなかった場合(業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。)
- 5 管理職員には、第20条から第21条までの規定は適用しない。

## (扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(副院長または事務局長及び参事監にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とす

る。

5 第2項の他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

6 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者(前項各号に掲げる者に該当する者を除く。)については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

(地域手当)

第15条 地域手当は、医師及び歯科医師である職員に対して支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

3 前項の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

(初任給調整手当)

第16条 初任給調整手当を支給される職員は、医師又は歯科医師であつて、その採用が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た場合にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を経た場合にあつては38年)を経過するまでの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

3 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は採用の日(月の中途において採用されたときは、その月の初日。以下この条において同じ。)以後の期間の区分に応じた別表第9に掲げる額とする。この場合において、大学(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校等で理事長の定めるものを含む。)卒業の日から採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。



- 4 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第9の適用については、当該休職の期間(業務上の傷病又は通勤による傷病により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。)は、同表の期間の区分の欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項に規定する職員となった者(第2項に規定する職員を除く。)のうち、その職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

#### (住居手当)

第17条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(第3項で定める職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
  - (1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額
  - (2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000)を1万1,000円に加算した額
- 3 第1項の適用除外される職員は、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(第14条第2項に規定する扶養親族で届出がされているものに限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び理事長がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

#### (通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、自転車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 その者の1月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離(片道)が次に掲げる距離の区分に応じて、次の表に定める額(育児短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

自動車等の使用距離(片道)	額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	1万2,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	1万5,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1万8,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	2万1,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	2万4,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	2万6,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	2万8,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	2万9,800円
60キロメートル以上	3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

## (特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられる業務に従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人那覇市立病院職員特殊勤務手当規程で定める。

## (時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に祝日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前各号の規定にかかわらず、勤務時間規定第7条の規定によりあらかじめ勤務時間規定第4条又は第6条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間規程第5条から第7条の規定に基づく休日における勤務のうち法定休日として指定された日を除く。)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各号の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

## (祝日勤務手当)

第21条 祝日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135(12月29日から翌年の1月3日までにおいて勤務を命ぜられたときは、100分の150)を乗じて得た額を祝日勤務手当として支給する。

## (夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

## (管理職の夜間勤務手当)

第23条 第13条第2項に規定する管理職で、正規の勤務時間として勤務することを命ぜられた場合は前条の規定を準用する。

## (期末手当及び勤勉手当)

第24条 期末手当は、5月31日及び11月30日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

2 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。

3 期末手当及び勤勉手当の額その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人那覇市立病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末勤勉手当規程」という。)で定める。

## (処遇改善手当)

第25条 処遇改善手当は理事長が定める職員へ支給する。

2 処遇改善手当の月額は、8,000円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長が定める職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、処遇改善手当は支給することができない。

## (手当の支給方法)

第26条 管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当及び処遇改善手当は、当月分を当月に支給する。

2 通勤手当、時間外勤務手当、祝日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第11条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

## 第4章 雑則

## (休職者の給与)

第27条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中の給与の全額(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第28条及び労基法第76条による休業補償並びに労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額)を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間(就業規則第14条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。)が満1年6月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び処遇改善手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び処遇改善手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び処遇改善手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び処遇改善手当のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

6 就業規則第13条第1項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。

## (専従休職者の給与)

第28条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第29条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(引継職員に係る給料の決定)

2 平成20年4月1日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「引継職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
企業行政職給料表	事務職給料表
企業医療職給料表(1)	医師・歯科医師給料表
企業医療職給料表(2)	医療技術職給料表
企業医療職給料表(3)	看護職給料表
企業現業職給料表	現業職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級(以下「新級」という。)は、引継職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級(以下「旧級」という。)と同じ級に決定するものとする
- 4 前項により決定された新級の号給は、旧級の号給と同じ号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日に適用を受けていた給料表の職務の級及び号給(以下「旧級及び旧号給」という。)が付則別表に掲げられている旧級及び旧号給であった引継職員の施行日における職務の級及び号給(以下「新級及び新号給」という。)は、旧級及び旧号給に対応する同表に定める仮定級及び号給とし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。ただし、他の職員との均衡上必要があると認められる引継職員については、理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。
- 6 前項の規定の適用を受ける引継職員で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額(地方独立行政法人那覇市立病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程の施行の日において同規程付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者)にあつては、当該給料月額に100

分の99.1を乗じて得た額（平成22年12月1日施行の給与規程により、新たに減額改定対象職員となった者は100分の99.34を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる引継職員には、平成26年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額（付則第14項で規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）からその額に3分の1を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、給料月額のほか、その差額に相当する額（付則第14項で規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）からその額に3分の2を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。

- 7 施行日において、第9条第2項に定める異動をした引継職員の給料は、第2項から第4項までの規定を施行日の前日に適用されたものとみなして、当該異動に係る給料を決定するものとする。

（平成18年度給与構造改革等に伴う給料の保障に関する経過措置）

- 8 引継職員及び那覇市からの派遣職員のうち、施行日の前日において旧企業職員給与規程第2条の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号。以下「平成18年改正条例」という。）第7項の規定の適用を受けていた職員の給料の保障については、なお平成18年改正条例の例による。

（平成18年度給与構造改革等に伴う給料の調整額の保障に関する経過措置）

- 9 引継職員である医師及び歯科医師のうち、施行日の前日において旧企業職員給与規程第2条の規定により準用する那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年那覇市規則第17号）第9項及び第10項の規定の適用を受けていたものの給料の調整額の保障については、なお従前の例による。

（平成18年度給与構造改革等に伴う給料の調整額及び管理職手当の額に関する経過措置）

- 10 引継職員のうち、施行日の前日において平成18年改正条例第7項から第9項の規定の適用を受けていた職員に対する第10条第2項及び第13条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額の100分の20」とあるのは、「給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号）付則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額の100分の20」とする。

（初任給調整手当の経過措置）

- 11 引継職員のうち、施行日の前日において那覇市立病院企業職員の初任給調整手

当に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第23号)による初任給調整手当の支給を受けていた者については、施行日の前日までに当該手当を支給されていた期間を第16条第3項に規定する手当が支給されていた期間とみなして、同条の規定により手当を支給するものとする。

(管理職手当の特例)

- 12 第13条第1項の規定により管理職手当を支給されている職員のうち事務職給料表(1)及び事務職給料表(2)の適用を受ける職員の管理職手当の月額、同項の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、同項の規定により算定した額から当該額の25パーセントに相当する額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)を減じた額とする。

(最高号給の特例)

- 13 第9条第6項中、引継職員で施行日の前日において最高号給に達している者のうち調整額のある医療技術職及び看護師については、最高号給の直近下位との差額分を医療技術職については3号給相当分、看護師については1号給相当分上乗せした金額を当該職員の給料月額とする。

- 14 平成32年3月31日までの間、医療技術職給料表(1)、医療技術職給料表

(2)、看護職給料表(1)、看護職給料表(2)、事務職給料表(1)又は事務職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する給料月額及び第27条第1項から第5項までの規定により支給される給料月額の支給に当たっては、当該特定職員の給料月額に100分の0.2を乗じて得た額を減ずる。

- 15 前項に規定するもののほか、特定職員以外の職員が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

- 16 特定職員についての第4条及び第20条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額から、給料の月額及び当該月に支給されるべき特殊勤務手当(ただし、夜間業務手当及び夜間看護手当を除く。)の合計額を1ヶ月の平均所定労働時間数で除して得た額に100分の0.2を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 17 平成23年12月に支給する第8項の規程による給料については、第8項の規程にかかわらず、那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第27号。)第3条の規定の例によるものとする。

付則別表



## 切替表

	医療職（２）		医療職（３）			
	主任等	副技師長	看護師	主任看護師	看護師長	副看護部長
旧級	５級	６級	３級	４級	５級	６級
仮定級 旧号級	４級	５級	２級	３級	４級	５級
17		41			37	
18		42			38	
19		43			39	
20		44			40	
21	45	45	45		41	
22	46	46	46		42	
23	47	47	47		43	
24	48	48	48		44	
25	49	49	49	37	45	
26	50	50	50	38	46	
27	51	51	51	39	47	
28	52	52	52	40	48	
29	53	53	53	41	49	61
30	54	54	54	42	50	62
31	55	55	55	43	51	63
32	56	56	56	44	52	64
33	57	57	57	45	53	65
34	58	58	58	46	54	66
35	59	59	59	47	55	67
36	60	60	60	48	56	68
37	61	61	61	49	57	69
38	62	62	62	50	58	70
39	63	63	63	51	59	71
40	64	64	64	52	60	72
41	65	65	65	53	61	73
42	66	66	66	54	62	74
43	67	67	67	55	63	75

44	68	68	68	56	64	76
45	69	69	69	57	65	77
46	70	70	70	58	66	78
47	71	71	71	59	67	79
48	72	72	72	60	68	80
49	73	73	73	61	69	81
50	74	74	74	62	70	82
51	75	75	75	63	71	83
52	76	76	76	64	72	84
53	77	77	77	65	73	85
54	78	78	78	66	74	86
55	79	79	79	67	75	87
56	80	80	80	68	76	88
57	81	81	81	69	77	89
58	82	82	82	70	78	90
59	83	83	83	71	79	91
60	84	84	84	72	80	92
61	85	85	85	73	81	93
62	86		86	74	82	
63	87		87	75	83	
64	88		88	76	84	
65	89		89	77	85	
66	90		90	78	86	
67	91		91	79	87	
68	92		92	80	88	
69	93		93	81	89	
70	94		94	82	90	
71	95		95	83	91	
72	96		96	84	92	
73	97		97	85	93	
74	98		98	86	94	
75	99		99	87	95	
76	100		100	88	96	
77	101		101	89	97	

78	102		102	90	98	
79	103		103	91	99	
80	104		104	92	100	
81	105		105	93	101	
82			106	94	102	
83			107	95	103	
84			108	96	104	
85			109	97	105	
86			110	98	106	
87			111	99	107	
88			112	100	108	
89			113	101	109	
90			114	102	110	
91			115	103	111	
92			116	104	112	
93			117	105	113	
94			118	106		
95			119	107		
96			120	108		
97			121	109		
98			122	110		
99			123	111		
100			124	112		
101			125	113		
102			126	114		
103			127	115		
104			128	116		
105			129	117		
106			130	118		
107			131	119		
108			132	120		
109			133	121		
110			134	122		
111			135	123		

112			136	124		
113			137	125		
114			138			
115			139			
116			140			
117			141			
118			142			
119			143			
120			144			
121			145			
122			146			
123			147			
124			148			
125			149			
126			150			
127			151			
128			152			
129			153			

備考 各級の仮定級の最高号級を超える号級数は、最高号級数とする。

付 則

この規程は、平成20年8月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成20年9月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年1月1日から施行し、第23条の改正規定は平成20年4月1日から、第12条の改正規定は平成20年12月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年2月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

## 付 則

- 1 この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市からの派遣職員については、改正後の地方独立行政法人那覇市立病院職員給与規程の規定にかかわらず、那覇市職員の給与に関する条例(昭和 58 年那覇市条例第 10 号)の例による。

## 付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

## 付 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する現業職給料表の適用を受ける職員であって、同日においてその者が属していた職務の級及び号給が 3 級で 113 号給を超える号給であるものの切替日における職務の級及び号給は、3 級 113 号給とする。

## 付 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

## 付 則

この規程は、平成 22 年 10 月 27 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

## 付 則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 付 則

この規程は、平成23年3月1日から施行し、改正後の付則第6項の規定は平成22年12月1日から、第3条の規定は平成23年1月1日から適用する。

## 付 則

この規程は、平成23年6月1日から施行し、改正後の規程は平成23年5月1日から適用する。

## 付 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

## 付 則

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、付則第17項の規程は平成23年12月1日から適用する。
- 2 給料表の異動により、平成24年4月1日での給料月額が平成24年3月31日時点での給料月額に達しない職員については、当分の間差額相当分を支給する。
- 3 第13条の適用を受ける職員で、その者が支給を受ける管理職手当の月額が平成24年3月31日において支給を受けていた月額に達しないときは、平成24年3月31日に支給を受けていた月額を支給する。

## 付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 付 則

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第18条の規定は、平成26年4月1日から適用する。  
(切替日前異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受け

る給料月額が同日において受けていた給料月額(同日において付則第 6 項及び第 8 項の規定に基づいて決定された給料月額にかかわらず、その者に適用される給料表において同日にその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給に対応した給料月額)に達しない職員には、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（付則第 14 項の特定職員にあっては、当該額に 100 分の 99.8 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

付 則

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成29年10月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年3月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第14条第3項の規定の適用については、同項中、「(副院長または事務局長にあっては、3,500円)、同項第2号」とあるのは、「、同項第2号」とする。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成30年9月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

## 付 則

この規程は、平成30年11月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

## 付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 付 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

## 付 則

この規程は、令和2年2月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

## 付 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前同規程第17条の規定により住居手当を支給される期間(この規程の施行の日の属する月を含む。)のうちに、改正後同規程第17条の規定による住居手当の額が改正前規程第17条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員の達しないこととなる期間の住居手当については、改正後同規程第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において改正前同規程第17条の規定により支給されていた住居手当(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規定で定める額。以下この項において「旧手当額」という。)の月額が500円を超える職員で、かつ、旧手当額から改正後規程第17条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が500円を超えることとなる職員で、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているものについては改正後同規程第17条の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、旧手当額から、500円を控除した額、令和3年4月1日から令和4年3月31日までについては、旧手当額から、1,000円を控除した額、令和4年4月1日から令和5年3月31日までについては、旧手当額から、1,500円を控除した額の住居手当を支給する。
- 4 家賃の月額に変更があった場合の旧手当額は、変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正規程の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この項において「旧家賃月額」という。)より高い場合、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前同規程第17条第2



項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正規程の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった旧家賃月額より高い場合 旧家賃月額
  - (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額
- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 付 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
(給料及び給料の調整額の経過措置)
- 2 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する医師・歯科医師給料表の適用を受ける職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が4級である科長については、切替日前の規定を適用する。  
(2) 切替日の前日から引き続き在職する医師・歯科医師給料表の適用を受ける職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が3級である医師、医長及び2級である医師で、給料月額が令和4年3月31日時点での給料月額に達しない職員については、当分の間差額相当分を支給する。

#### 付 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 第25条で規定する処遇改善手当については、本院が看護職員処遇改善評価料の施設基準の届出をしている間、支給する。

#### 付 則

この規程は、令和4年11月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 付 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、令和5年10月25日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

#### 付 則

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

- 2 前項の規定に関わらず、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき、那覇市から派遣された職員については、この規程は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 別表第1(第8条関係)

## 医師・歯科医師給料表

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	253,600	338,400	400,400	471,700
2	256,100	341,400	403,300	474,000
3	258,600	344,200	405,900	476,200
4	261,100	347,100	408,600	478,500
5	263,300	349,800	411,000	480,700
6	267,100	352,800	413,300	482,900
7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200

26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100

61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		

96		486,300	
97		486,800	

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第2（第8条関係）

医療技術職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	159,100	191,700	220,300	243,500	282,100	327,000	371,100	437,200
2	160,500	193,300	221,800	245,100	284,000	329,000	373,800	439,800
3	161,900	194,800	223,300	246,700	286,100	331,200	376,400	442,300
4	163,300	196,300	224,800	248,200	288,100	333,400	379,100	444,900
5	164,600	197,800	226,300	249,600	290,200	335,200	381,500	447,300
6	166,400	199,200	227,800	251,100	292,300	337,400	384,200	449,800
7	168,100	200,600	229,400	252,600	294,200	339,400	386,800	452,300
8	169,700	202,000	230,900	254,100	296,200	341,600	389,500	454,800
9	171,300	203,400	232,300	255,600	298,000	343,400	391,600	457,200
10	173,000	205,000	233,900	257,100	299,900	345,500	393,900	459,600
11	174,600	206,600	235,600	258,500	301,500	347,600	396,100	462,200
12	176,500	208,200	237,100	260,000	303,100	349,700	398,300	464,600
13	177,900	209,700	238,700	261,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	179,800	211,300	240,200	263,200	307,000	353,200	402,400	468,600
15	181,800	212,800	241,700	265,000	309,100	355,100	404,400	469,900
16	183,600	214,300	243,200	266,800	311,100	357,100	406,500	471,200
17	185,500	215,800	244,400	268,400	313,100	358,900	408,300	472,400
18	186,900	217,300	245,900	270,300	315,100	360,900	410,300	473,700
19	188,500	218,800	247,300	272,100	317,200	362,900	412,200	475,000
20	190,100	220,300	248,700	274,000	319,300	364,900	414,300	476,300
21	191,500	221,600	250,100	275,800	321,100	366,700	416,100	477,500
22	193,000	222,900	251,500	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	194,400	224,200	252,800	279,500	324,900	370,800	419,300	480,300
24	195,800	225,500	254,100	281,400	326,900	372,900	420,800	481,500
25	197,400	226,900	255,400	283,400	328,600	374,300	422,300	482,900
26	198,500	228,200	256,900	285,200	330,500	376,100	423,600	484,200

27	199,800	229,600	258,400	287,100	332,500	377,900	424,900	485,600
28	201,000	230,900	259,900	288,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	202,300	232,200	261,400	290,900	335,800	381,400	427,500	488,400
30	203,500	233,700	263,100	292,700	337,600	382,900	428,700	489,500
31	204,600	235,200	264,800	294,600	339,300	384,500	429,900	490,600
32	205,800	236,600	266,500	296,500	341,100	386,200	431,000	491,700
33	207,200	237,900	267,900	298,200	342,800	387,500	432,200	492,800
34	208,500	239,400	269,600	300,000	344,600	388,800	433,400	493,700
35	209,800	240,500	271,300	301,800	346,500	390,100	434,600	494,600
36	211,100	241,900	273,000	303,600	348,300	391,300	435,800	495,500
37	212,200	243,300	274,600	305,200	350,100	392,400	437,100	496,500
38	213,200	244,600	276,200	306,900	351,800	393,600	437,900	
39	214,300	245,900	277,800	308,600	353,400	394,700	438,300	
40	215,400	247,100	279,400	310,300	355,100	395,800	439,000	
41	216,400	248,300	280,900	312,100	356,300	396,600	439,500	
42	217,300	249,400	282,500	313,800	357,400	397,400	439,900	
43	218,300	250,500	284,100	315,500	358,600	398,200	440,300	
44	219,200	251,700	285,700	317,100	359,800	399,000	440,700	
45	220,300	252,700	287,300	318,500	361,000	399,400	441,100	
46	221,200	254,100	289,000	320,000	361,800	400,000	441,500	
47	222,200	255,500	290,600	321,500	363,000	400,500	441,900	
48	223,100	256,700	292,100	323,100	364,100	400,900	442,200	
49	224,000	258,000	293,600	324,600	365,100	401,300	442,500	
50	224,900	259,200	294,900	325,900	366,100	401,600	442,900	
51	225,800	260,300	296,200	327,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,700	261,400	297,400	328,500	368,100	402,200	443,500	
53	227,100	262,500	298,600	329,600	368,900	402,500	443,800	
54	228,000	263,500	299,600	330,600	369,700	402,800		
55	228,700	264,500	300,600	331,600	370,600	403,100		
56	229,500	265,500	301,500	332,600	371,500	403,400		
57	230,200	266,200	302,500	333,300	372,000	403,700		
58	230,900	267,100	303,300	334,200	372,800	404,000		
59	231,500	268,000	304,200	335,000	373,600	404,300		
60	232,100	268,800	305,100	335,900	374,400	404,700		
61	232,800	269,500	305,800	336,700	374,800	404,900		

62	233,500	270,300	306,600	337,100	375,500	405,200		
63	234,100	271,000	307,400	337,800	376,200	405,500		
64	234,900	271,700	308,200	338,500	376,900	405,800		
65	235,400	272,400	308,800	339,100	377,300	406,000		
66	236,000	273,100	309,400	339,800	377,900			
67	236,700	273,800	310,000	340,500	378,600			
68	237,400	274,500	310,600	341,200	379,200			
69	237,900	275,100	311,300	341,900	379,600			
70	238,500	275,800	311,800	342,500	380,100			
71	239,000	276,500	312,300	343,100	380,600			
72	239,500	277,200	312,800	343,700	381,100			
73	240,100	277,600	313,300	344,000	381,700			
74	240,700	278,000	313,700	344,600	382,200			
75	241,300	278,300	314,100	345,200	382,800			
76	241,900	278,900	314,500	345,800	383,400			
77	242,300	279,400	314,800	346,300	383,900			
78	242,700		315,000	346,800	384,400			
79	243,100		315,200	347,300	384,900			
80	243,400		315,400	347,800	385,400			
81	243,700		315,600	348,100	385,700			
82	244,000		315,700	348,400	386,200			
83	244,300		315,800	348,700	386,600			
84	244,600		315,900	349,000	387,000			
85	244,900		316,000	349,300	387,400			
86				349,600				
87				349,900				
88				350,200				
89				350,300				
90				350,500				
91				350,700				
92				350,800				
93				350,900				

備考 この表は、次に掲げる職員であって、平成 20 年 4 月 1 日以降に新たに採用されるものに適用する。

- (1) 調剤又は薬事監視に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理及び改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術員及び作業療法士その他の作業療法技術員
- (7) 視能訓練士その他の視能訓練技術員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 臨床心理士
- (10) 歯科衛生士
- (11) 医学物理士

## 別表第3（第8条関係）

## 医療技術職給料表（2）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700



19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	

54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				

89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				

備考 この表は、次に掲げる職員であって、引継職員であるものに適用する。

- (1) 調剤又は薬事監視に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理及び改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術員
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士その他の理学療法技術員及び作業療法士その他の作業療法技術員
- (7) 視能訓練士その他の視能訓練技術員
- (8) 言語聴覚士
- (9) 臨床心理士

## (10) 歯科衛生士

## 別表第4（第8条関係）

## 看護職給料表（1）

職務の 級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	180,500	229,300	254,700	288,400	330,100	374,100
2	182,600	231,100	255,900	290,000	332,200	376,700
3	184,700	232,900	257,200	291,600	334,200	379,400
4	186,800	234,700	258,500	293,400	336,400	382,000
5	188,900	236,300	259,600	295,000	338,400	384,200
6	191,300	237,800	261,000	296,800	340,500	386,600
7	193,600	239,300	262,300	298,500	342,600	388,900
8	195,900	240,800	263,700	300,200	344,700	391,200
9	198,300	242,200	265,100	301,900	346,200	393,200
10	199,700	243,600	266,400	303,500	348,200	395,300
11	201,100	245,000	268,000	304,800	350,100	397,500
12	202,500	246,400	269,600	306,100	352,100	399,800
13	203,900	247,700	271,200	307,600	354,000	401,700
14	205,400	249,000	272,800	309,200	356,100	403,700
15	206,900	250,300	274,400	311,000	358,200	405,900
16	208,400	251,600	276,000	312,800	360,200	408,100
17	209,800	252,600	277,600	314,500	362,200	410,100
18	211,300	254,000	279,100	316,100	364,200	412,300
19	212,800	255,300	280,600	317,800	366,300	414,500
20	214,300	256,600	282,100	319,500	368,400	416,600
21	215,700	257,800	283,700	320,900	370,100	418,500
22	217,400	259,200	285,300	322,400	372,200	420,400
23	219,100	260,600	286,900	323,900	374,300	422,200
24	220,800	262,000	288,500	325,400	376,300	424,100
25	222,300	263,500	289,900	326,800	378,300	425,800
26	224,000	265,100	291,700	328,200	379,900	427,400
27	225,700	266,600	293,500	329,700	381,800	429,100

28	227,400	268,200	295,100	331,300	383,700	430,700
29	229,200	269,800	296,500	332,400	385,500	432,000
30	230,700	271,400	298,000	333,900	387,200	433,300
31	232,200	272,900	299,500	335,300	389,100	434,900
32	233,700	274,400	301,000	336,800	390,900	436,400
33	235,200	275,900	302,400	338,400	392,600	438,100
34	236,600	277,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	238,000	278,900	305,200	341,500	396,100	441,100
36	239,400	280,400	306,600	343,000	397,800	442,500
37	240,700	281,900	308,100	344,700	399,400	443,600
38	242,000	283,400	309,500	346,300	401,100	444,900
39	243,300	284,900	310,900	347,800	402,900	446,200
40	244,600	286,400	312,300	349,400	404,700	447,600
41	245,600	287,700	313,700	350,600	406,200	448,600
42	246,900	289,100	315,100	352,100	407,700	449,300
43	248,100	290,500	316,500	353,600	409,200	450,100
44	249,400	291,900	317,900	355,000	410,500	450,700
45	250,600	293,200	319,100	356,600	411,600	451,600
46	252,000	294,600	320,400	357,600	412,700	452,300
47	253,400	296,000	321,700	359,100	413,800	453,100
48	254,800	297,400	323,000	360,400	415,000	453,900
49	256,200	298,700	324,300	361,800	416,300	454,600
50	257,700	300,000	325,600	363,200	417,400	455,300
51	259,100	301,300	326,900	364,500	418,600	456,000
52	260,500	302,600	328,200	365,900	419,700	456,800
53	261,900	303,700	329,300	367,400	420,900	457,600
54	263,300	305,000	330,500	368,600	421,900	458,400
55	264,700	306,300	331,700	369,700	423,000	459,100
56	266,100	307,600	332,900	370,900	424,100	459,800
57	267,400	308,700	334,200	372,000	425,200	460,600
58	268,800	309,900	335,400	372,900	425,700	
59	270,200	311,100	336,600	373,900	426,300	
60	271,600	312,300	337,800	374,900	426,700	
61	272,900	313,600	339,000	375,500	427,300	
62	274,200	314,800	340,200	376,300	427,800	
63	275,500	316,000	341,400	377,100	428,200	

64	276,800	317,200	342,600	377,900	428,700	
65	277,900	318,400	343,700	378,600	429,300	
66	279,000	319,200	344,800	379,300	429,700	
67	280,100	320,000	345,900	380,100	430,000	
68	281,200	320,800	347,000	380,800	430,300	
69	282,400	321,500	348,100	381,400	430,700	
70	283,400	322,200	349,100	382,000		
71	284,400	322,900	350,100	382,700		
72	285,400	323,600	351,100	383,300		
73	286,400	324,100	352,200	384,000		
74	287,300	324,700	353,000	384,500		
75	288,200	325,300	353,800	385,100		
76	289,100	325,900	354,600	385,600		
77	289,900	326,300	355,400	386,000		
78	290,700	326,800	356,100	386,600		
79	291,500	327,300	356,800	387,100		
80	292,300	327,800	357,500	387,400		
81	292,900	328,300	358,000	387,700		
82	293,500	328,700	358,500	388,200		
83	294,100	329,100	359,000	388,600		
84	294,700	329,500	359,500	388,900		
85	295,400	329,900	360,100	389,200		
86	295,900	330,300	360,600	389,700		
87	296,400	330,700	361,100	390,200		
88	296,900	331,100	361,600	390,600		
89	297,400	331,400	362,200	390,900		
90	297,800	331,800	362,700	391,300		
91	298,200	332,200	363,200	391,800		
92	298,600	332,600	363,700	392,200		
93	298,900	332,900	364,200	392,600		
94	299,200	333,300	364,700			
95	299,500	333,700	365,200			
96	299,800	334,100	365,700			
97	299,900	334,400	366,200			
98	300,000	334,700	366,700			
99	300,100	335,000	367,200			

100	300,200	335,300	367,700
101	300,400	335,400	368,100
102		335,700	368,500
103		336,000	368,900
104		336,300	369,300
105		336,400	369,600
106		336,600	369,900
107		336,800	370,200
108		337,000	370,500
109		337,200	370,600
110		337,300	
111		337,400	
112		337,500	
113		337,700	

備考 この表は、看護師であって、平成20年4月1日以降に新たに採用されるものに適用する。

#### 別表第5（第8条関係）

##### 看護職給料表（2）

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700

14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900



49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		

84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		

119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				

154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考 この表は、看護師及び准看護師であって、引継職員であるものに適用する。

#### 別表第6（第8条関係）

##### 事務職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	158,500	202,100	230,100	264,300	290,700	319,200	362,900	408,100
2	159,600	203,900	231,800	266,300	292,900	321,400	365,500	410,500
3	160,800	205,600	233,500	268,100	295,000	323,700	367,900	413,000
4	161,900	207,200	235,100	270,100	297,000	325,900	370,500	415,400
5	163,000	208,200	236,600	272,100	298,800	328,100	372,400	417,300
6	163,200	210,000	238,400	273,700	300,800	330,100	374,900	419,600
7	164,300	211,800	240,200	275,700	302,600	332,300	377,200	421,700
8	165,400	213,500	241,800	277,800	304,200	334,500	379,700	423,900
9	166,400	215,100	243,300	279,800	306,100	336,400	382,100	425,900
10	167,800	216,500	245,000	281,900	308,400	338,600	384,800	428,000
11	168,200	217,300	245,300	283,600	310,600	340,600	387,400	430,100

12	169,500	219,000	247,000	285,700	312,900	342,800	390,100	432,200
13	170,700	220,300	248,600	287,700	315,000	344,600	392,500	433,900
14	172,200	221,400	250,300	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	173,700	223,000	251,900	291,700	319,300	348,600	397,000	437,700
16	174,500	224,600	253,000	293,300	321,400	350,600	399,400	439,700
17	175,600	226,100	254,700	295,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	177,000	227,300	256,500	297,500	325,300	354,300	403,200	443,400
19	178,400	229,000	258,300	299,600	327,300	356,100	405,100	445,200
20	179,800	230,600	260,200	301,700	329,300	358,000	406,900	446,900
21	180,300	231,300	261,200	303,800	331,000	359,900	408,800	448,700
22	182,700	232,500	263,000	305,900	333,100	361,800	410,600	450,200
23	185,000	234,200	264,900	308,000	335,100	363,800	412,400	451,600
24	187,400	235,800	266,600	310,100	337,200	365,700	414,300	453,100
25	189,700	237,100	268,600	312,100	338,600	367,700	416,100	454,500
26	191,400	237,800	269,600	314,200	340,500	369,600	417,600	455,800
27	192,900	239,300	271,500	316,300	342,400	371,600	419,100	457,100
28	194,500	240,800	273,400	318,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	196,000	242,100	275,300	320,400	345,900	375,100	422,300	459,300
30	197,600	243,000	277,200	322,500	347,800	376,900	423,600	460,000
31	198,600	243,700	279,100	324,600	349,700	378,700	424,900	460,800
32	200,200	244,900	281,000	326,700	351,500	380,300	426,100	461,500
33	201,600	246,200	282,700	328,400	353,400	382,100	427,300	462,200
34	203,000	247,400	284,600	330,400	355,200	383,500	428,600	463,000
35	204,400	248,700	286,500	332,500	357,000	385,000	429,900	463,700
36	205,700	249,500	288,400	334,600	358,700	386,600	431,100	464,300
37	207,000	250,600	290,100	336,500	360,100	388,000	432,300	464,800
38	208,300	252,000	291,800	338,500	361,400	389,200	433,100	465,400
39	209,500	253,500	293,400	340,500	362,800	390,400	433,900	466,000
40	210,700	254,900	295,000	342,500	364,200	391,500	434,700	466,600
41	210,900	256,000	296,700	344,400	365,500	392,600	435,300	467,100
42	211,900	257,300	298,200	346,300	366,400	393,800	436,000	467,600
43	212,900	258,600	299,700	348,200	367,500	395,000	436,700	468,000
44	214,200	259,900	301,200	350,100	368,600	396,100	437,400	468,300
45	215,000	261,200	302,700	351,600	369,400	396,800	438,200	468,600
46	216,100	262,200	304,100	353,100	370,300	397,500	439,000	

47	217,200	263,600	305,500	354,600	371,200	398,200	439,400	
48	218,300	264,900	306,900	356,100	372,100	398,900	440,100	
49	219,000	266,000	308,200	357,800	373,000	399,500	440,600	
50	220,000	267,200	309,500	358,700	373,800	400,100	441,000	
51	220,300	267,700	310,800	359,900	374,600	400,600	441,400	
52	221,300	269,000	312,100	360,900	375,400	401,000	441,800	
53	222,000	270,100	313,200	361,800	376,100	401,400	442,200	
54	222,900	271,400	314,200	362,900	376,800	401,700	442,600	
55	223,900	272,700	315,200	363,900	377,500	402,000	443,000	
56	224,700	274,000	316,200	365,000	378,200	402,300	443,300	
57	224,900	275,100	317,200	365,900	378,700	402,600	443,600	
58	225,800	276,200	318,100	366,600	379,300	402,900	444,000	
59	226,600	277,300	319,000	367,300	379,900	403,200	444,300	
60	227,400	278,400	319,900	368,000	380,600	403,500	444,600	
61	227,800	279,600	320,700	368,500	381,000	403,800	444,900	
62	228,000	280,600	321,500	369,100	381,700	404,100		
63	228,800	281,600	322,300	369,800	382,300	404,400		
64	229,500	282,600	323,100	370,500	382,900	404,700		
65	229,900	283,500	323,700	370,900	383,300	405,000		
66	230,700	284,400	324,300	371,600	383,900	405,300		
67	231,400	285,300	324,900	372,300	384,500	405,600		
68	232,200	286,200	325,500	373,000	385,100	405,900		
69	232,700	287,100	326,200	373,300	385,500	406,100		
70	233,300	287,900	326,700	373,600	386,000	406,400		
71	233,400	288,700	327,200	373,900	386,500	406,700		
72	234,100	289,500	327,700	374,200	387,100	407,000		
73	234,400	290,100	328,200	374,300	387,400	407,200		
74	235,000	290,600	328,500	374,600	387,800	407,500		
75	235,600	291,100	328,800	374,900	388,200	407,800		
76	236,200	291,600	329,100	375,200	388,600	408,000		
77	236,900	292,000	329,200	375,300	388,900	408,200		
78	237,600	292,400	329,500	375,400	389,200	408,500		
79	238,200	292,600	329,800	375,500	389,500	408,800		
80	238,900	293,000	330,100	375,600	389,800	409,000		
81	239,100	293,200	330,200	375,800	390,000	409,200		

82	239,700	293,500			390,300	409,500		
83	240,300	293,900			390,600	409,800		
84	240,900	294,200			390,800	410,000		
85	241,500	294,500			391,000	410,200		
86	241,800	294,800			391,300			
87	242,400	295,100			391,600			
88	243,000	295,500			391,800			
89	243,700	295,800			392,000			
90	244,200	296,200			392,300			
91	244,600	296,600			392,600			
92	245,100	297,000			392,800			
93	245,400	297,100			393,000			
94		297,500						
95		297,900						
96		298,300						
97		298,500						
98		298,900						
99		299,100						
100		299,400						
101		299,600						
102		299,800						
103		300,000						
104		300,200						
105		300,400						

備考 この表は、平成 20 年 4 月 1 日以降に新たに採用される他の給料表の適用を受けないすの職員に適用する。

#### 別表第 7 (第 8 条関係)

##### 事務職給料表 (2)

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円	給料月 額 円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300

2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700



37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		

72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					

107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						

備考 この表は、引継職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員及び那覇市からの派遣職員に適用する。

#### 別表第8(第8条関係)

削除

#### 別表第8の2(第8条関係)

##### 医師事務作業補助員給料表

職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	163,000	197,600	216,500
2	163,700	198,200	217,200
3	164,400	198,800	217,900
4	165,100	199,400	218,600

5	165,800	200,000	219,300
6	166,500	200,600	220,000
7	167,200	201,200	220,700
8	167,900	201,800	221,400
9	168,600	202,400	222,100
10	169,400	203,100	222,900
11	170,200	203,800	223,700
12	171,000	204,500	224,500
13	171,800	205,200	225,300
14	172,700	206,000	226,200
15	173,600	206,800	227,100
16	174,600	207,600	228,100
17	175,400	208,300	228,900
18	176,300	209,100	229,800
19	177,200	209,900	230,700
20	178,100	210,700	231,600
21	178,900	211,500	232,400
22	179,700	212,300	233,500
23	180,500	213,100	234,500
24	181,300	213,900	235,500
25	182,100	214,800	236,600
26	182,800	215,400	237,300
27	183,500	216,000	238,000
28	184,200	216,600	239,200
29	184,800	217,100	240,300
30	185,400	217,700	241,600
31	186,000	218,100	242,900
32	186,600	218,500	244,200
33	187,100	218,900	245,300
34	187,600	219,300	246,400
35	188,000	219,600	247,500
36	188,400	219,900	248,600
37	188,800	220,200	249,500
38	189,200	220,800	250,400
39	189,600	221,500	251,300

40	190,000	222,200	252,200
41	190,400	222,900	253,200
42	190,800	223,600	254,100
43	191,100	224,300	255,000
44	191,400	225,000	255,900
45	191,700	225,500	256,700
46	192,000	226,000	257,600
47	192,300	226,500	258,500
48	192,600	227,000	259,400
49	192,800	227,500	260,200
50	193,000	227,900	261,000
51	193,200	228,300	261,800
52	193,500	228,700	262,600
53	193,700	229,200	263,400
54	193,900	229,600	264,100
55	194,100	230,000	264,800
56	194,400	230,400	265,500
57	194,600	230,700	266,100
58	194,800	231,100	266,800
59	195,000	231,500	
60	195,300	231,900	
61	195,500		
62	195,700		
63	195,900		
64	196,200		
65	196,400		
66	196,600		
67	196,800		
68	197,100		
69	197,300		
70	197,500		
71	197,700		
72	198,000		
73	198,200		
74	198,400		

75	198,600		
76	198,900		

備考 この表は、医師事務作業補助員である職員に適用する。

別表 8 の 3 (13条関係)

給料表	職	支給額
医師・歯科医師給料表	副病院長	102,400円
	診療部長、医療技術部長、医療支援部長	79,700円
医療技術職給料表 (1)	副病院長	91,200円
医療技術職給料表 (2)	薬剤科長	63,700円
	技師長、副薬剤科長、療法士長	50,100円
	副技師長、副療法士長	43,300円
看護職給料表 (1)	副院長	84,600円
看護職給料表 (2)	看護部長	63,700円
	副看護部長	50,100円
事務職給料表 (1)	事務局長	76,500円
	参事監	71,700円
	次長	63,900円
事務職給料表 (2)	課長、室長又はセンター長	50,700円
	副参事、担当副参事	46,500円

別表第9(第16条関係)

期間の区分	支給月額 (円)
1年未満	306,900
1年以上2年未満	306,900
2年以上3年未満	306,900
3年以上4年未満	306,900
4年以上5年未満	306,900
5年以上6年未満	306,900
6年以上7年未満	306,900
7年以上8年未満	306,900
8年以上9年未満	306,900
9年以上10年未満	306,900
10年以上11年未満	306,900

11年以上12年未満	306,900
12年以上13年未満	306,900
13年以上14年未満	306,900
14年以上15年未満	306,900
15年以上16年未満	306,900
16年以上17年未満	302,500
17年以上18年未満	298,100
18年以上19年未満	293,700
19年以上20年未満	289,300
20年以上21年未満	284,900
21年以上22年未満	273,000
22年以上23年未満	260,800
23年以上24年未満	249,000
24年以上25年未満	237,100
25年以上26年未満	225,100
26年以上27年未満	210,000
27年以上28年未満	195,200
28年以上29年未満	180,300
29年以上30年未満	165,100
30年以上31年未満	147,800
31年以上32年未満	130,400
32年以上33年未満	113,300
33年以上34年未満	82,800
34年以上35年未満	55,000

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。